

子どもたちのすこやかな発達を保障するための

## 養護教諭の定数増を求める要求署名

取扱団体 全日本教職員組合

2011年3月の東日本大震災と福島第一原発事故の発生から2年がたちました。子どもたちは震災と原発事故により心に傷を負いながらも、健気に学校へ通っています。子どもたちへの心のケアは引き続き重要な課題となっています。

子どもたちに「人間らしく成長・発達してほしい」というのはすべての大人の願いです。大災害時はもちろんのこと、複雑な社会の中で育つ子どもたちの「からだと心の健康」を保障するためには、教育条件の整備が不可欠です。

学校保健安全法（2009年施行）には、養護教諭の必要性和役割が明記されていますが、いまだに養護教諭が未配置の学校があります。子どもたち一人ひとりにていねいに対応するには、児童生徒数300人に対し養護教諭を1人配置することが必要です。養護教諭の大幅定数増を盛り込んだ新たな定数改善計画を策定し、全校・全課程配置、複数配置の拡大を強く求めます。次の事項を国の責任において実施するよう強く求めます。

### 《要求項目》

- 1 学校教育法附則第7条（小学校、中学校及び中等教育学校には、第37条、第49条、第69条の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭を置かないことができる）を改訂すること。
- 2 複数配置基準を「子どもの顔が見えて、名前がわかる」ために300人以上に引き下げる。特別支援学校には学部ごとに1名以上配置すること。災害時、緊急事態発生時の学校には速やかに複数配置すること。いったん配置された養護教諭の引き上げについては、配置基準による、機械的な引き上げを行わないこと。
- 3 各都道府県の大学に、養護教諭の4年制養成課程・修士課程を設置するよう要請すること。
- 4 幼稚園・小学校・中学校（夜間を含む）・高等学校（定時制・通信制・分校・単位制を含む）・特別支援学校への養護教諭の全校（分校・分教室を含む）・園配置を早急を実現すること。そのために、標準法（公立義務教育諸学校の学級編成および教職員定数の標準に関する法律）の3学級以上の小・中学校に養護教諭を配置するとする条項、および小・中学校の学校間距離が500メートル以内の学校、小・中併設校の場合を1校とみなす条項を廃止すること。
- 5 定数内の臨時配置を解消し、正規配置とすること。

氏 名	住 所

\* この署名の住所、氏名は目的以外の使用はしません。